

相談から問題解決 までの流れ

ひとりで抱え込まないで。
一緒に考えてみましょう。

相談者
申立人

困ったな、
どうすれば
いいの…

まずはあなたの想いを
教えてください

メール

電話
ファックス

手紙

相談員
訪問

相談員との面談

状況・内容・相談者が望む解決法を
把握し、一緒に考えていきます。

事実関係の公平な調査

ハラスメント防止・人権委員会

相談者の希望・調査に基づく対応

- 加害者への改善指導・処分
- 再発防止への具体的対策の実施
- 相談者との面談 など

あなたの
意思・希望を
尊重します

良好な修学・就労
職場環境の回復

ハラスメントに関する相談窓口

ハラスメントに関する相談は下記にて受け付けています。
まずはお気軽にご相談ください。

[学内相談窓口]

- メール相談 ●harassment@kankyo-u.ac.jp
※返信先のアドレスや連絡先をお伝えください。
- 電話相談 ●TEL:0857-32-9043
※留守番電話になっています。後ほど連絡しますので、
メッセージに従って連絡先などをお伝えください。
- ファックス相談 ●FAX:0857-32-9043
※あなたのお名前や連絡先をお伝えください。
- 手紙相談 ●「相談員」または「ハラスメント防止・人権委員会」宛
※あなたのお名前や連絡先をお伝えください。
- 相談員訪問 ●相談員は学内Webに掲載しています。
相談員の研究室、アドレス、電話番号などを
確認して、相談してください。

[学外相談窓口]

- ハラスメント全般
- 【鳥取県男女共同参画センター】
 - センター相談室 / TEL:0858-23-3939
 - 東 部 相 談 室 / TEL:0857-26-7887
 - 西 部 相 談 室 / TEL:0859-33-3955
- 【鳥取市男女共同参画センター】
 - TEL:0857-24-2704
- 【鳥取市人権福祉センター 中央人権福祉センター】
 - TEL:0857-24-8241
- 【インターネット人権相談受付窓口(法務省)】
 - http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

あなたの秘密は守られます

相談や問題の解決に対していただいた情報は厳重に
取り扱い、相談者のプライバシー及び名誉を守ります

 **公立鳥取環境大学**
Tottori University of Environmental Studies

ハラスメント防止・人権委員会

〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北一丁目1番1号
TEL:0857-32-9043 E-mail harassment@kankyo-u.ac.jp

被害者だけでなく、被害者以外の方からの相談も受け付けております。

公立鳥取環境大学 ハラスメント防止・人権委員会

ハラスメント のない環境へ

大切なあなたを
守るために。



 **公立鳥取環境大学**
Tottori University of Environmental Studies

「嫌だな」「なんだかおかしいな」 ひとりで抱え込まないで。

ハラスメントには目にみえる基準はありません。
また、NOと言えない状況や立場を
利用される場合があります。

そのため「嫌だな」「なんだかおかしいな」
と感じても、がまんしてしまったり、
ひとりで抱え込んでしまう人もたくさんいます。
ですがハラスメントは立派な**“人権侵害”**です。

もし今つらい思いを感じていたら、
どうかひとりで抱え込まないでください。

もしそんな場面に出くわしたら、
どうか通り過ぎないでください。

公立鳥取環境大学ではお互いが
大切なパートナーであるという意識を持ち
個人の人格や価値を尊重しあえる
キャンパスをめざします。

ハラスメントの防止は

大学の構成員 すべての方が対象です

学生等

学部生／大学院生／研究生／科目等履修生／聴講生
公開講座の受講生等で本学で教育を受ける者

教職員等

本学で就労する常勤／非常勤／派遣職員
アルバイト等勤務形態を問わず本学に
在職する者及び外部委託の勤務者を含め
大学キャンパス内で就労する
あらゆる勤務形態の者

知っていますか？ **ハラスメント** は身近な問題です

ハラスメントとは、**個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない言動**のことをいい、
「**セクシュアル・ハラスメント**」「**アカデミック・ハラスメント**」「**パワー・ハラスメント**」などに区分されます。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して行われる性的な言動であり、
相手にとって不快な性的な言動として受け止め
られ、相手にさまざまな不利益を与えたり、不
快感、脅威又は屈辱感を与え、教育研究環境、
就労職場環境等を悪化させることをいいます。
セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうか
は、言動の受け手がそれを不快に感じるかどう
かによって決まるとされています。

【該当する可能性がある事例】

身体的特徴を話題にする／聞くに耐えない卑猥
な冗談を交わす／性的な経験や性生活について
質問する／雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざ
と見せたり、読んだりする／身体に不必要に接触
する／食事やデートにしつこく誘う／女性である
ということだけで、お茶くみ、掃除、私用等を強
要する／性的な内容の電話をかけたり、性的な
内容の手紙、電子メールを送りつける／性的な風
評を流したり、性的なからかいの対象とする／性
的な関係を強要する／研修や旅行への同行を強
要したり、不必要に自室に呼ぶ／宴会やコンパな
どで、自分のそばに座ることやお酌を強要した
り、カラオケでデュエットを強要する など

アカデミック・ハラスメント

教育・研究において、優越的地位又は有利
な立場にある者が、その地位や立場を利用
し、指導等の適正な範囲を逸脱して、教育
上、研究上又は修学上で不適切な言動や指
導を行い、相手に精神的、肉体的な苦痛及
び困惑を与えることをいいます。

【該当する可能性がある事例】

教員が単位認定、成績判定、論文審査等に
際して、対象学生に過剰なノルマを与えたり、
頻繁に私用・雑用の命令を行ったり、また極
端なえこひいきや正当な理由もなく全く指
導しない／教員が教育研究において、人
格まで否定するような言動によって対象
学生や周囲の学生たちまで萎縮させたり、
教育研究とは無関係な私情や好みにより、
特定の学生や集団を差別的（有利又は不
利）に扱う／正当な理由なく、指導を拒
否、放置、無視などをしたり、実態と異な
った成績評価をしたりする／合宿やコンパ等
に、特定の学生のみを参加させない／不
必要な個人指導を行う など

パワー・ハラスメント

職務上又は学生生活活動上、優越的地位
や権限を利用し、指導等の適正な
範囲を逸脱して、部下や同僚、後輩、
同級生等、不利な立場にある者に対
して不適切な言動、指導、処遇を行
い、相手に精神的、肉体的な苦痛及
び困惑を与えることをいいます。

【該当する可能性がある事例】

罵声を浴びせる／ミスの注意だけ
でなく人格まで否定する／人前で
激しく部下を叱責する／その人の
意見だけ採用しない／目の前でヒ
ソヒソ話をする／不正行為を強
要する／私用を言いつける／宴会、
食事、旅行などへの出席又は参加
を強要する／実現不可能な仕事や
無理な期限を設定し押し付ける／
職務上必要な情報を意図的に伝
えない／書類やものを投げつける／
机を叩きながら怒鳴る など

ハラスメントを起こさない、 なくしていくために。

大切なのは、**お互いの価値観や、一人ひとりの個性
を認め合うこと**です。性別、教職員、学生、先輩・後輩
…立場は違ってもお互いが大切なパートナーであるとい
う意識を持ち、個人の人格や価値を尊重しあえるキャン
パスをめざしましょう。

もしもあなたが…

- 相談を受けたら、話をよく聞き、窓口への相談を勧めてみましょう。
- ハラスメントの現場を見かけたら、どうか見過ごさないでください。

あなたが ハラスメントを受けたら

- あなたは悪くありません。
自分を責めないようにしましょう。
- 可能なら「嫌だ」「やめて」という
意思を相手に伝えましょう。
- “いつ、どこで、だれに、何をされた、
どう思った”を記録しておきましょう。
- 信頼できる人や相談窓口に
話してみてください。

あなたが 加害者にならないために

- 受け止め方には個人間や男女間、立場等
により差がありますが、客観的な視点で
判断するように留意しましょう。
- 相手が嫌がっていることがわかった
場合には、同じ言動を決して
繰り返さないでください。
- 相手から“その場”で“いつも”
意思表示があるとは限らない
ことを認識しましょう。